

関連諸制度について

権利擁護支援や成年後見制度に関する諸制度の特長と留意点



ひと、くらし、
みらいのために

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業

令和元年度予算：生活困窮者自立支援法等関係予算 4 3 8 億円の内数

< 目的 >

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

< 実施主体 >

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。(平成29年度末現在の基幹的社協等は1, 344カ所)
(補助率) 1 / 2

< 事業の対象者 >

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。(平成29年度末実利用者数は53, 484人)

< 援助内容 >

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数 (人)	23,414	12,596	14,640	2,834	53,484
	43.8%	23.6%	27.4%	5.3%	100.0%

- 日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。
(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

担い手・実施方法、援助のプロセスについて

担い手・実施方法

- 専門員（原則常勤）と生活支援員（非常勤）により実施。

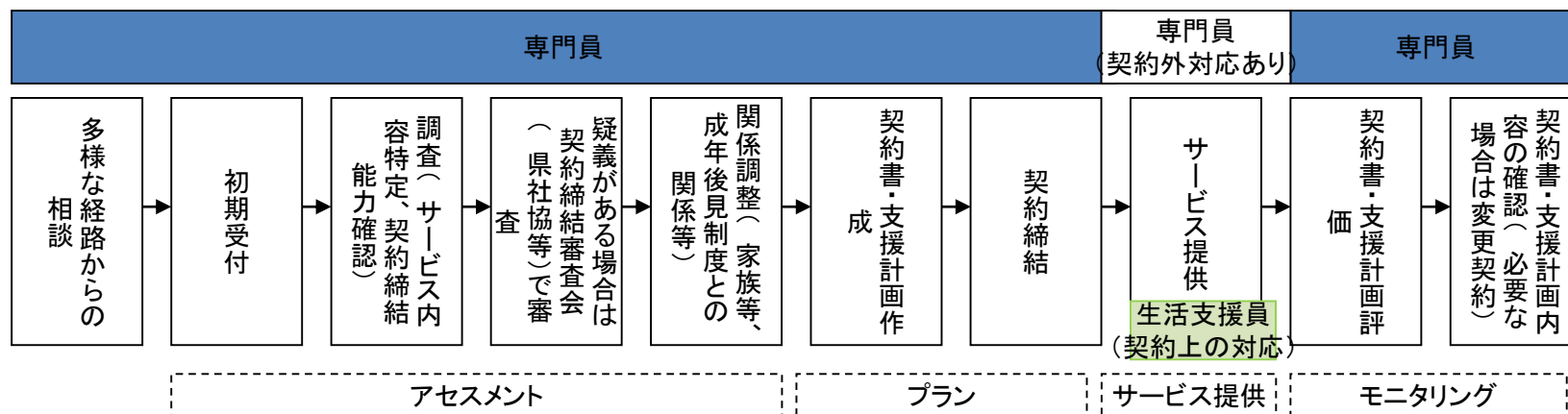
*** 全国1,344カ所の基幹的社協等に3,081人の専門員と15,966人の生活支援員を配置。
（平成29年度末現在）**

- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行う。
- 生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供する。

日常生活自立支援事業が果たしている役割
平成31年3月 全社協地域福祉推進委員会
「平成30年度日常生活自立支援事業実態調査報告書」より

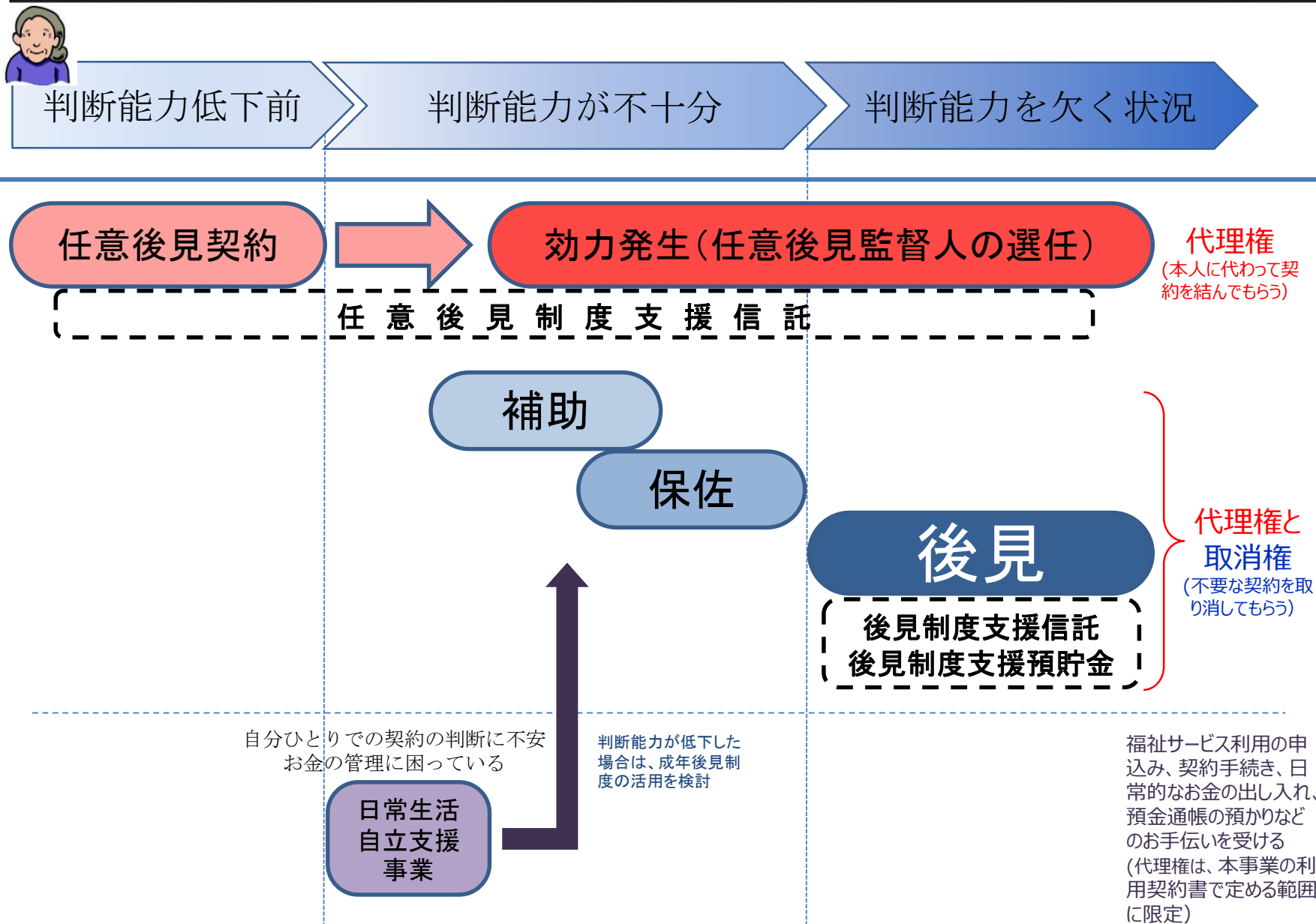
- ① 本人の意思決定を支援する役割
- ② 複合的な生活課題を解決し、権利擁護を図る役割
- ③ 権利擁護支援への入り口としての役割
- ④ 地域のネットワークをつくる役割

援助のプロセス



* 介護保険法、障害者総合支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

判断能力が不十分な場合などに利用できる制度や民間サービス等(イメージ)



日常生活自立支援事業と法定後見制度の違い

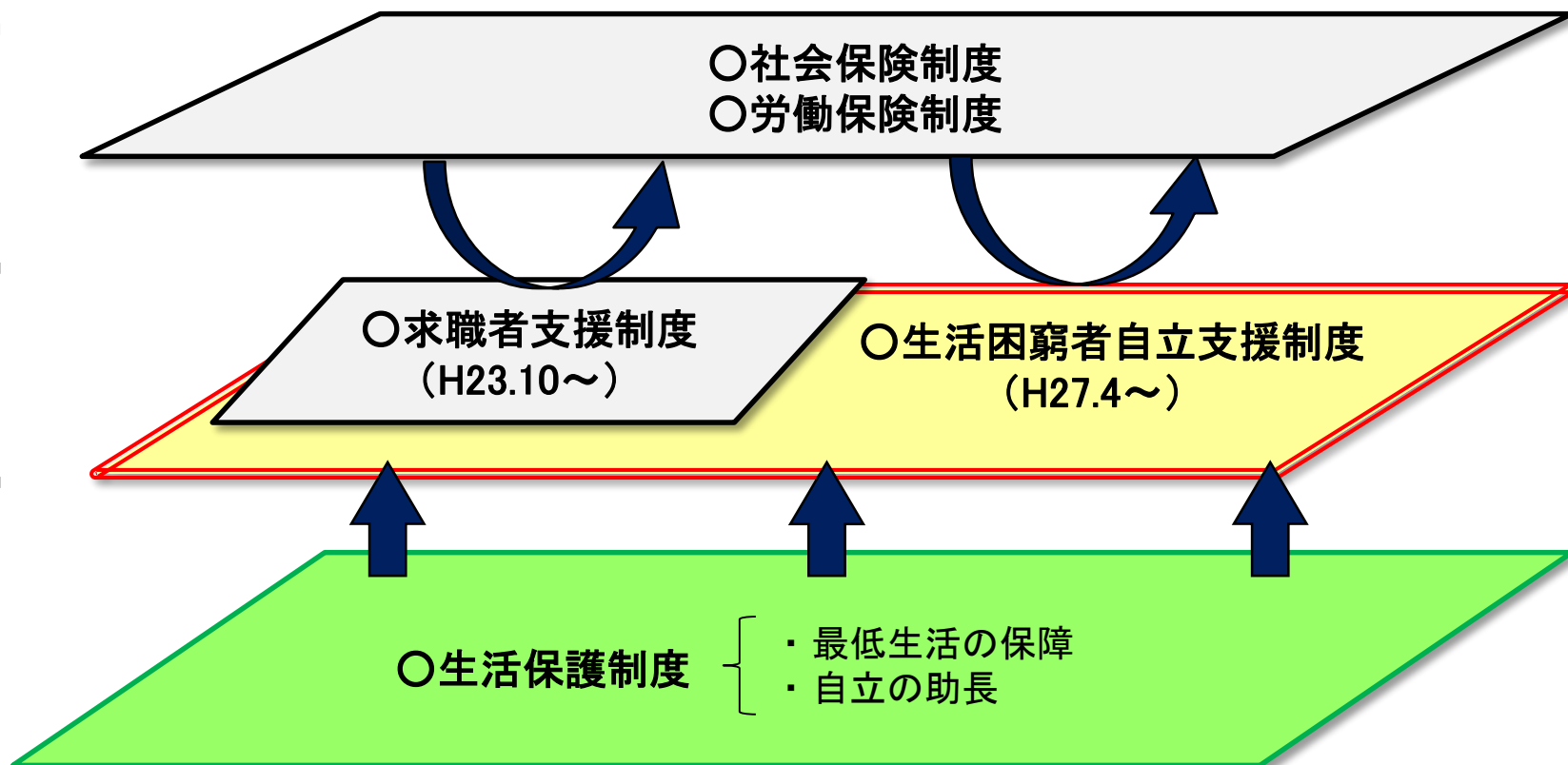
日常生活自立支援事業	法定後見制度
社会福祉協議会と契約して利用するサービス(<u>契約の意味、内容を理解できることが必要</u>)	家庭裁判所の審判によるもの(<u>契約の意味、内容を理解できなくても活用が可能</u>)
福祉サービスの利用援助、書類預かり、日常金銭管理がサービスの内容(<u>代理権の範囲は本人が指定した金融機関口座の払い戻し手続き等に限定。取消は不可</u>)	身上監護、財産管理を行う 判断能力の程度により類型(補助・保佐・後見)が決まり、後見人等の権限によって <u>代理や取消ができる</u>
本人の居場所は <u>在宅が基本となっている場合が多い。(実施主体によっては、施設や病院に入所・入院している場合も利用可能。)</u> <u>本人の意思でサービスを終了することができる</u>	在宅に限らず、居場所が変わっても後見人による支援が見込める <u>判断能力の回復が無い限り、亡くなるまで制度活用をすることとなる</u>
<u>実施主体によって利用料が決まっている</u>	<u>本人の財産、後見人の業務の内容によって後見人の報酬は家庭裁判所が決定する</u>

生活困窮者自立支援制度における 家計改善支援事業について

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



生活困窮者自立支援制度の理念

➤ 改正生活困窮者自立支援法

(基本理念)……【今回の改正法により法律上明記した】(P19参照)

- 第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。
- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

1. 制度の意義

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状況に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。
(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編するとともに今回の改正法により法律上の定義を見直し。

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条)。……【今回の改正法により見直し】(P19参照)

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

＜主な対象者のイメージ＞

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**

約30万人(H29・厚生労働省推計)

ホームレス

約0.6万人(H29・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**

約0.3万人(H29・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**

約67万人(H29・労働力調査)

**ひきこもり
状態に
ある人**

約18万人(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」) + α(内閣府推計で対象外の40歳以上の人)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約7.5万人(H28)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.8%(H28・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約289万世帯(速報値)(H29・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約115万人(H28・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

生活困窮者自立支援制度の各事業の概要

改正法による見直し
部分を含む

包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**
(全国902福祉事務所設置自治体で
1,313機関(H29年度))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

改正
事項

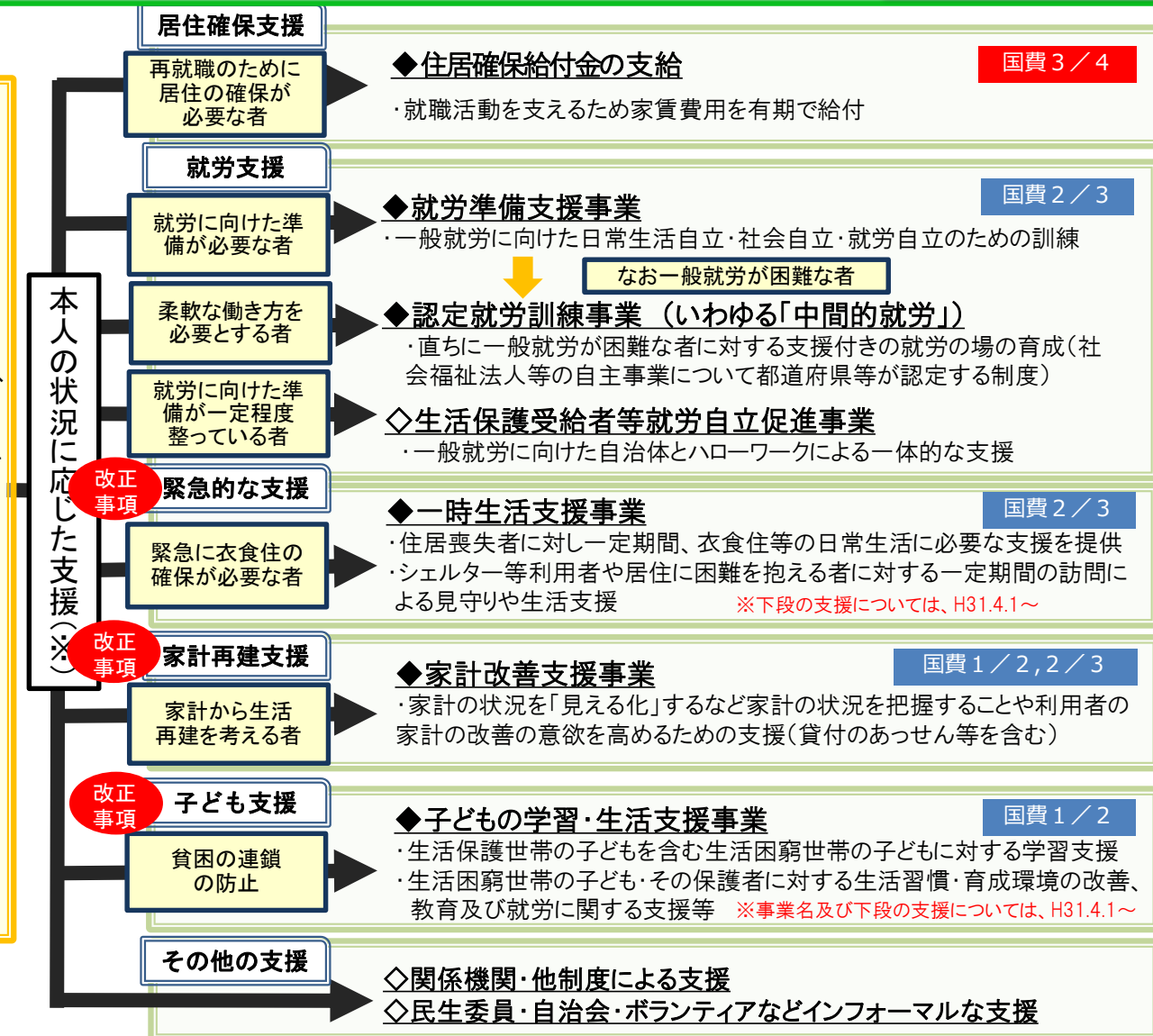
◆**福祉事務所未設置町村による相談の実施**
・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

改正
事項

◆**都道府県による市町村支援事業**



・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

家計改善支援事業について

事業の概要

- 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成。

具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- ⑤ **金銭教育(家計管理や金銭管理)、消費者被害(詐欺や高額商品ほか)防止の教育**

支援の流れとねらい

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)

2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)

3. 継続面談を通じたモニタリング

…収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

…家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

…本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

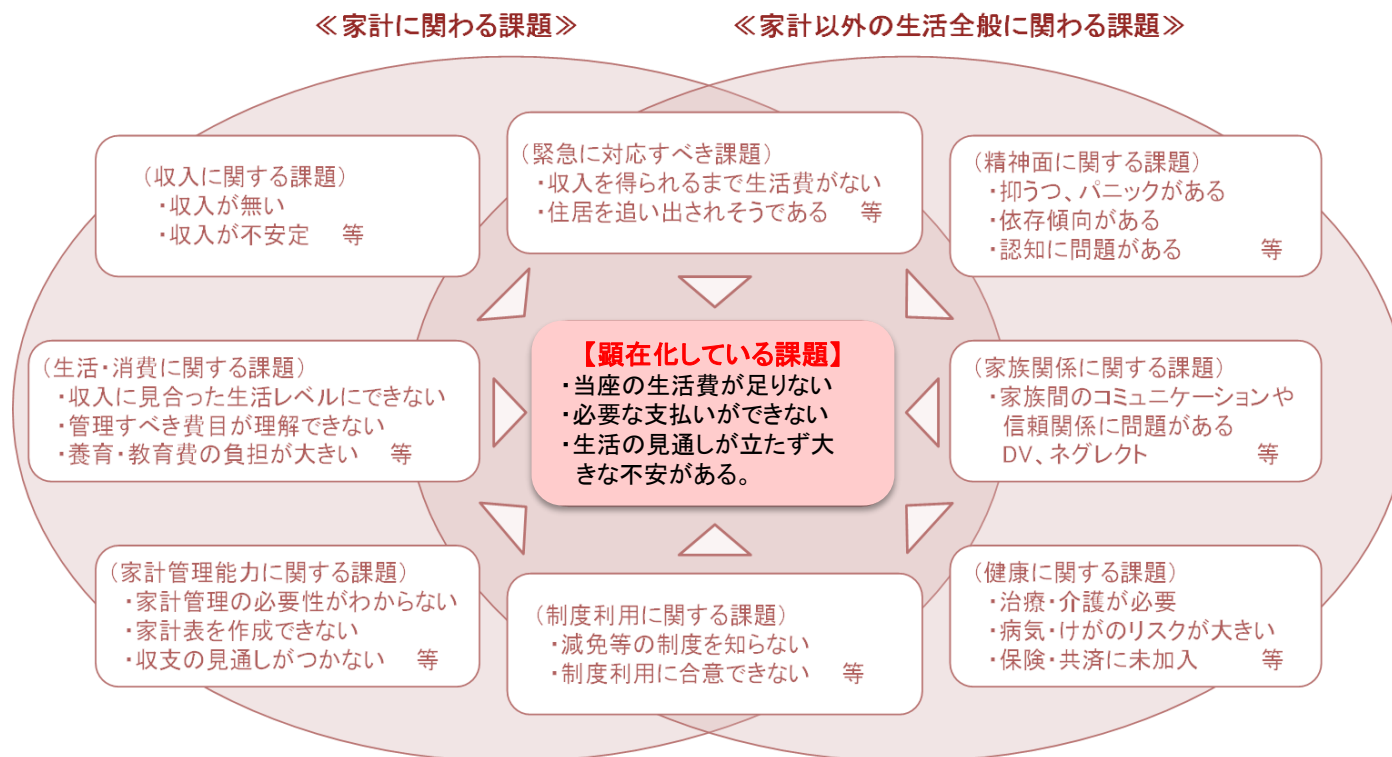
効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

「エンパワメント」の視点が重要

家計改善支援事業の利用者像

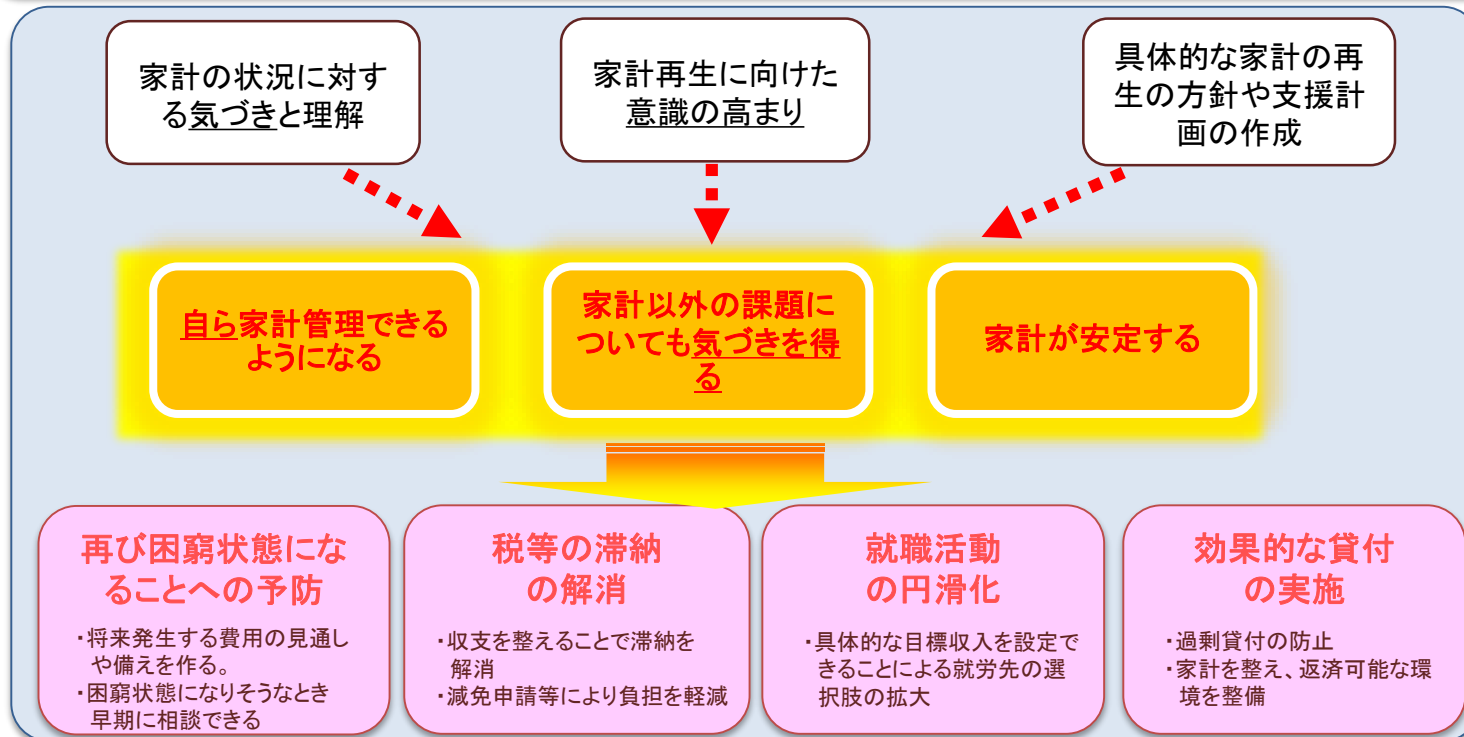
- 家計改善支援事業を利用する相談者の課題の背景には、家計に関わる課題だけでなく、家計以外の生活全般にわたる課題が影響している場合も多くある。
- このため、生活困窮者の生活の再生と自立を支援するためには、主訴だけに捉われず、**主訴の背景にある根源的な課題を捉え、支援の出口を見出し課題の解決を図ることが重要**



家計改善支援事業の効果

◆期待される支援効果

- 家計改善支援事業を通じて、自力で家計を管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整った結果として、再び困窮状態になることの予防や滞納している税・公共料金等や債務の解消、就職活動の円滑化、効果的な貸付の実施という効果が期待される。



家計改善支援事業は「相談者の主体性を尊重する」対人援助・相談業務

障害者総合支援法の自立生活援助

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

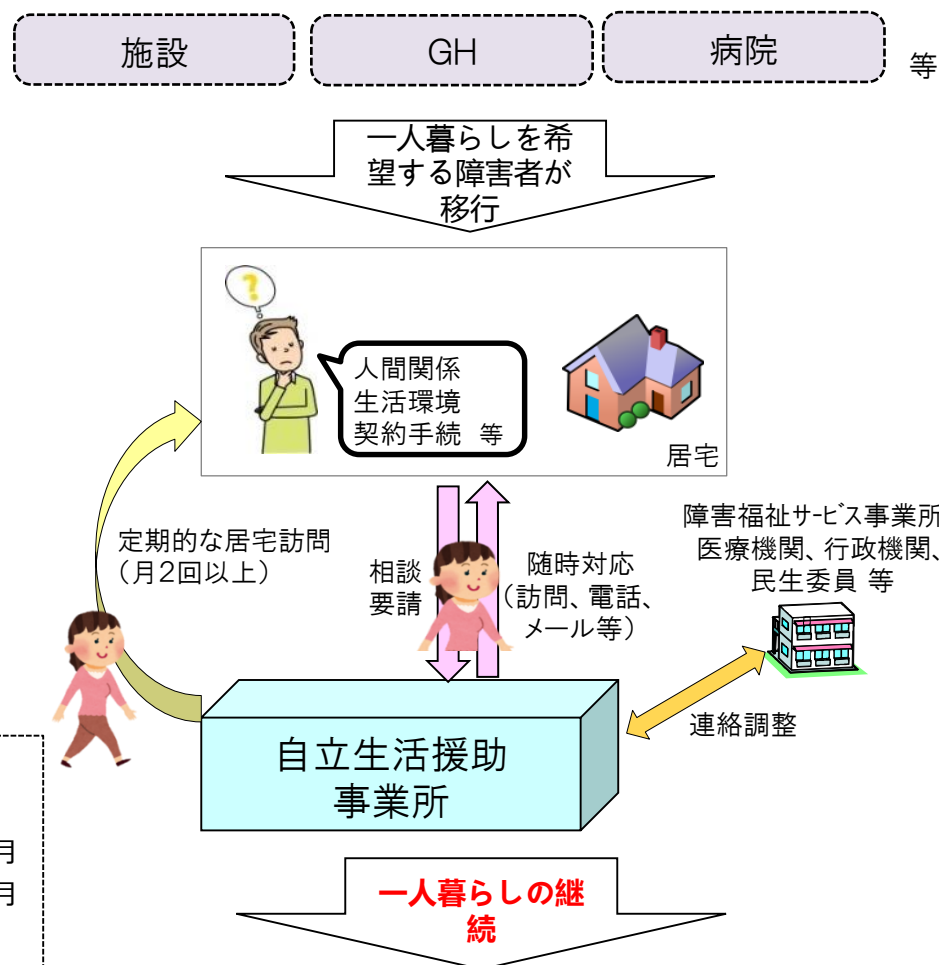
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



消費生活相談の利用 (消費者契約の一部改正)

<経緯>

平成28年改正

- ・過量契約の取消権
- ・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

【衆・参消費者特委 附帯決議】
今後の検討課題について
必要な措置を講ずる旨

消費者
委員会
答申
(29年8月)

平成30年改正

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

① 社会生活上の経験不足の不当な利用

(1) 不安をあおる告知

例: 就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

(2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例: 消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けない」と告げて勧誘

② 加齢等による判断力の低下の不当な利用(※)

例: 認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は維持できない」と告げて勧誘

③ 靈感等による知見を用いた告知(※)

例: 「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘

④ 契約締結前に債務の内容を実施等

例: 注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

⑤ 不利益事実の不告知の要件緩和

例: 「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げず、マンションを販売
→ 故意要件に重過失を追加

無効となる不当な契約条項の追加等

※衆議院において追加された規定

① 消費者の後見等を理由とする解除条項

例: 「賃借人(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、賃貸人(事業者)は契約を解除できる」

② 事業者が自分の責任を自ら決める条項

例: 「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

事業者の努力義務の明示

① 条項の作成: 解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮

② 情報の提供: 個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

○施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日
(平成31年6月15日)

法テラスにおける 特定援助対象者法律相談援助

法テラス設立の経緯～司法アクセス障害の解消のために～

法テラスは、「**国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法**」を目指す司法制度の柱として、総合法律支援法に基づき、政府全額出資で設立されました。

背景

社会経済の「構造改革」

事前規制型社会から
事後チェック型社会へ



司法制度改革の必要性

身近で利用しやすく、適正・迅速で、
信頼のできる司法制度の構築



問題点

- 相談先等に関する情報が集約・整理されておらず分かりにくい。
- 適切な紛争解決への道案内を行う相談窓口が十分に整備されていない。
- 相談窓口とその後の法律サービスの提供とが十分に連動していない。
- 弁護士がいない地域が依然として多く存在している。
- 経済的理由から法律扶助を必要としながらこれが受けられない事案の増加
- 被疑者国選弁護制度の導入、裁判員制度を始めとする刑事裁判の集中審議等への十分な対応が必要

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）

- 民事法律扶助の拡充
- 司法の利用相談口（アクセス・ポイント）の充実とネットワーク化の推進による司法に関する総合的な情報提供
- 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備（公正中立な運営主体をもうけて公的資金を導入）等



総合法律支援法成立（平成16年5月26日）
総合法律支援法公布（平成16年6月2日）



日本司法支援センターの設立
（平成18年4月10日）



業務開始
（平成18年10月2日）

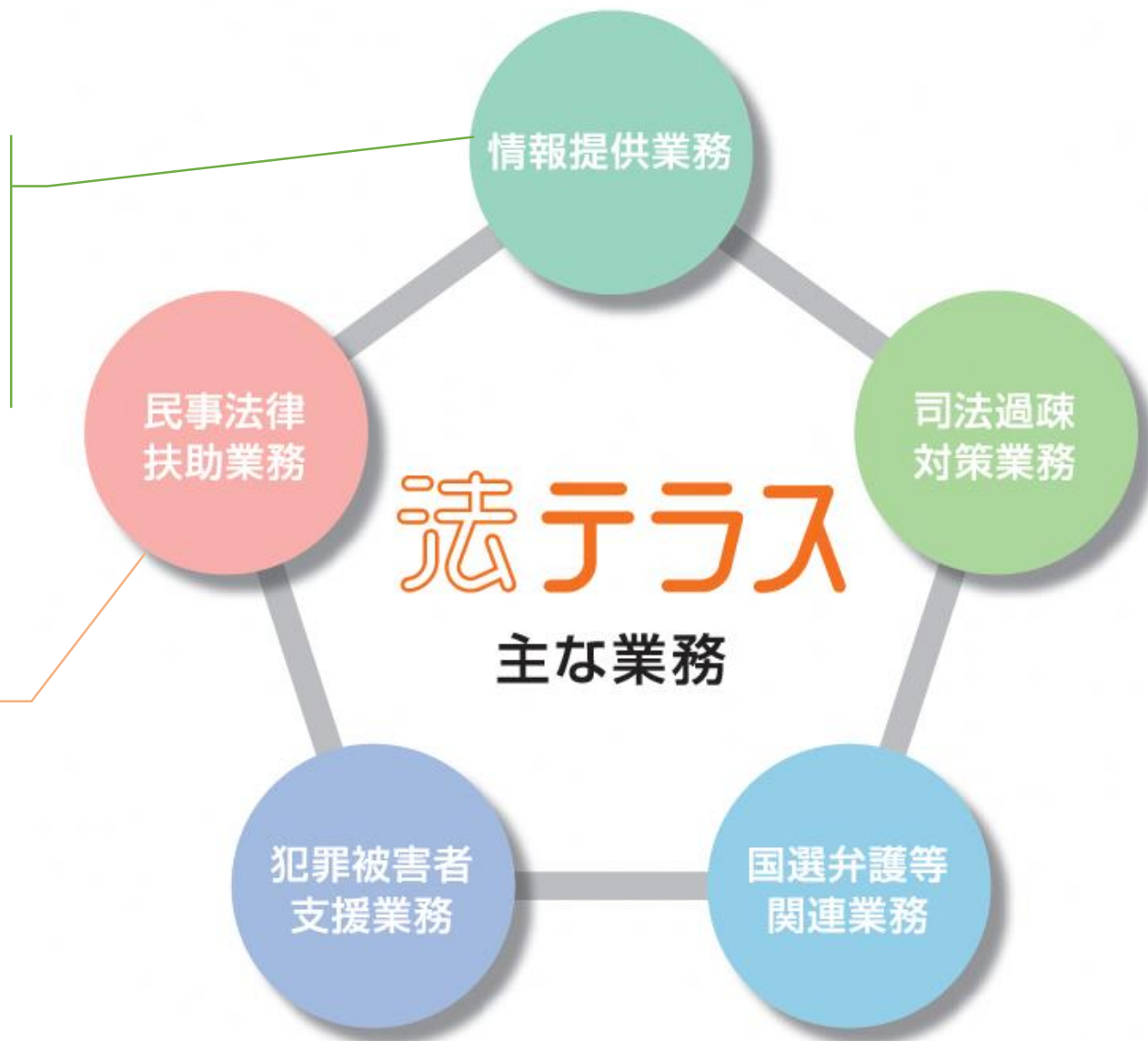
法テラスが提供するサービス

法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、以下のサービスを提供しています。

【本資料で扱う主な業務】

利用者からのお問合せ内容に応じて、解決に役立つ法律制度や、相談機関・団体などに関する情報を、電話やメール、面談により、無料で提供する業務。

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合には弁護士や司法書士費用等の立替えを行う業務。



情報提供業務～法的サービスの「総合案内所」～

■借金の問題に関する情報提供の例

法制度のご紹介

Q 利用者

カードローンの返済がもう無理です。何かいい方法はありませんか？自己破産するしかないのでしょうか。



A 法テラス



借金を返済・整理するには、次の方法があります。

①任意整理 ②破産手続 ③個人再生手続 ④特定調停

どの方法が良いかは、弁護士または司法書士に相談するとよいでしょう。

相談窓口のご案内

Q 利用者

借金を低金利で一本化できるという広告を見ました。いい方法だと思うので、この業者に相談しようと思うのですが…。



A 法テラス



債務を一本化することで、必ずしも状況が改善するとは限りません。慎重な判断が必要です。法律の専門家に相談することをお勧めします。お住まいのお近くにある相談窓口をご紹介します。

■離婚の問題に関する情報提供の例

法制度のご紹介

Q 利用者

妻が勝手に離婚届を出してしまった。離婚したくないんだけど、どうしたらいいのでしょうか？



A 法テラス



家庭裁判所で、離婚無効の調停を申し立てるという方法があります。

相談窓口のご案内

Q 利用者

離婚の際、慰謝料をきちんと決めませんでした。離婚後でも請求できると聞いたのですが、どこか相談できる窓口はありますか。働いているので平日昼間は相談に行けないのですが…。



A 法テラス



離婚後でも、離婚成立から3年以内であれば、慰謝料を請求することができます。土日もしくは平日夜間に相談を受け付けている相談窓口をご紹介します。

※ご希望に添えない場合もあります。

情報提供業務の利用方法



法テラス・サポートダイヤルの特徴

- オペレーター
さまざまなケースを想定した研修を受けたオペレーターが対応にあたっています。
- 平日夜間・土曜対応
お勤めの方などにもご利用いただきやすいよう、平日は21:00まで、土曜日17:00までお問合せを受け付けています。(祝日・年末年始を除く)

地方事務所での窓口対応

- 情報提供専門職員
各地の地方事務所の窓口では、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談に関する有資格者や司法書士などが対応にあたっています。(地方事務所により担当者が異なります。)
- 地域密着の情報
不定期に開催される相談会や、相談待機状況など、地元だからその有用な相談窓口情報を提供します。
- 面談による情報提供
お電話では伝わりにくい書面等を見ながらの情報提供も行います。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語など9言語で法制度・相談窓口をご案内します。

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語を話される方から

0570-078374 にお電話いただくと、通訳を介して、日本の法制度や相談窓口情報をご紹介します。

詳しくはHPをご参照ください。 <https://www.houterasu.or.jp/multilingual/index.html>

民事法律扶助業務の概要

経済的にお困りの方で、法律相談の必要のある方には無料で法律相談（法律相談援助）を実施します。なお、刑事事件に関するものは対象になりません。

法律相談援助は、法テラス事務所のほか、法テラスに登録した事務所相談登録弁護士・司法書士の事務所でも行います。

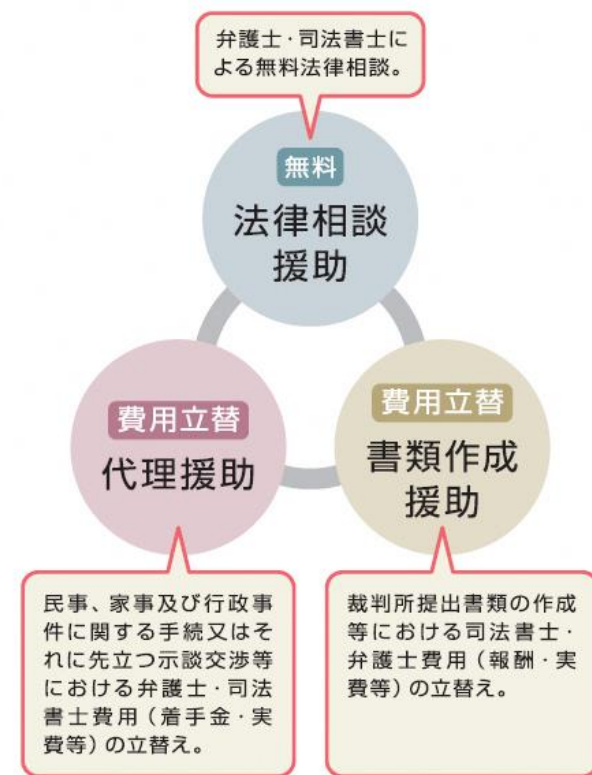
法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉などの弁護士・司法書士の代理が必要な場合や、自分で裁判を起こすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、その費用の立替えを行います（代理援助・書類作成援助）。

●立替額の例（平成30年度標準額）

代理援助	実費	着手金	立替額合計
500万円請求の訴訟	35,000円	216,000円	251,000円
金銭的請求のない離婚訴訟	35,000円	226,800円	261,800円
債権者10社の自己破産申立	23,000円	129,600円	152,600円

※以上の費用とは別に事件の結果に応じて決定された報酬金をご負担いただきます。
※事件の難易等により、着手金を増額する場合があります。

書類作成援助	実費	報酬	立替額合計
訴状を作成	15,000円	27,000円	42,000円
自己破産申立書等作成	17,000円	86,400円	103,400円



民事法律扶助利用の条件と申込みの流れ

民事法律扶助利用の条件

① 資力が一定額以下であること（A、Bいずれの基準も満たす必要があります）

夫婦間の紛争の場合を除き、利用者本人だけでなく原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。

医療費、教育費などの出資がある場合は相当額が控除されます。

基準 A

収入等が一定額以下であること

一般法律相談援助の場合

月収（賞与を含む手取り年収の1/12）の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※（）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。※医療費・教育費などの出資がある場合は、相当額が控除されます。家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

基準 B

保有資産が一定額以下であること

一般法律相談援助の場合

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

代理援助・書類作成援助の場合

不動産（自宅や係争物件を除く）、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

民事法律扶助申込みの流れ

一般法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助の申込みの方にも、まず法律相談を受けていただきます。一般法律相談援助を利用するには左記①と③の条件を満たす必要があります。同一問題につき3回まで相談可能です。

法律相談で解決した方は、
以下の手続きには進みません。



代理援助・書類作成援助の申込み

1 審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において左記①②③の条件を満たす必要があります。援助を申し込まれた方には、

- ① 資力を証明する書類（給料明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票、課税または非課税証明等）
- ② 住民票（本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載があるもの、マイナンバーの記載は不要）
- ③ 事件関連書類 などをご提出いただきます。

2 援助開始決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用（着手金・実費等）を決定します。決定した費用はご本人に代わって法テラスが立て替えて、弁護士・司法書士に支払い、援助を開始することが決まった後、事件進行中は毎月10,000円ずつもしくは5,000円ずつというように分割でお支払いいただきます。

3 事件完了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。立て替えたお金は原則、援助終結決定後3年以内にお支払いが終わる金額で月々ご返済いただきます。次に援助を必要としている方のためにも、返済していただくことがとても重要です。

※生活保護を受給している等の場合、立替費用の返済を猶予・免除することができる場合があります。

情報提供から民事法律扶助までのシームレスな援助

事例



主婦のAさんは、夫との不仲で悩んでいます。夫は家を出ていき、生活費も入れてくれません。しかし、どのような解決方法があるのか、どこに相談したらいいのかわからず、困っています・・・。
そんなとき、友人から法テラス・サポートダイヤルを教えてもらいました。

法テラス・サポートダイヤルに電話したら、
どんなことを教えてくれるの？

Aさんはこれまでの経緯や希望を、オペレーターに伝えたところ、夫婦関係調整調停手続の流れや管轄裁判所について教えてくれました。
また、具体的な進め方については、弁護士との相談を提案されました。Aさんは相談費用が心配なことを伝えると、法テラスの無料法律相談（民事法律扶助）について説明がありました。Aさんが相談を希望したところ、利用条件（9ページ参照）に合うかの確認があり、最寄りの法テラスで相談の予約を取ることができました。



情報提供料 0円

法律相談って、
どんなことを教えてくれるの？



相談を担当した弁護士からは調停の具体的な手続や、弁護士がしてくれることなどについて説明を受けました。

相談費用 0円

弁護士に依頼したいけど、費用が・・・



法律相談の結果、弁護士に依頼することを決めたAさん。（審査の上で）法テラスの民事法律扶助制度を利用して、弁護士費用等を立替えてもらいました。調停では夫婦関係を回復できるようお互いに努めることで合意し、夫との関係も徐々に修復されていきました。

弁護士費用（着手金・実費等）149,600円

依頼が終了したら、その後は？

Aさんは、手続終了後、事件の結果に応じて決定された報酬金を含め、法テラスにおいて立替えた弁護士費用について、毎月10,000円ずつ返済しています。

弁護士費用（報酬）86,400円

合計 236,000円 ※立替金額は一例です。ケースによって異なります。

情報提供業務

民事法律扶助業務

※消費税率は8%で計算しています（税込）。

福祉機関との連携による民事法律扶助の活用（司法ソーシャルワーク）

法テラスでは、地方自治体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には法的サービスを求めづらい高齢者・障がい者等のもとに出向くなどして積極的に働き掛け、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」に取り組んでいます。



司法ソーシャルワークの取組例

① 福祉機関の施設で法律相談援助（民事法律扶助制度）を実施

福祉事務所や自立相談支援機関などの施設で法律相談を実施することで、高齢者・障がい者にとって法律相談がより利用しやすいものとなります。また、必要な場合には、ケースの状況や問題点を把握されている福祉機関の方が法律相談に同席いただくこともあります。

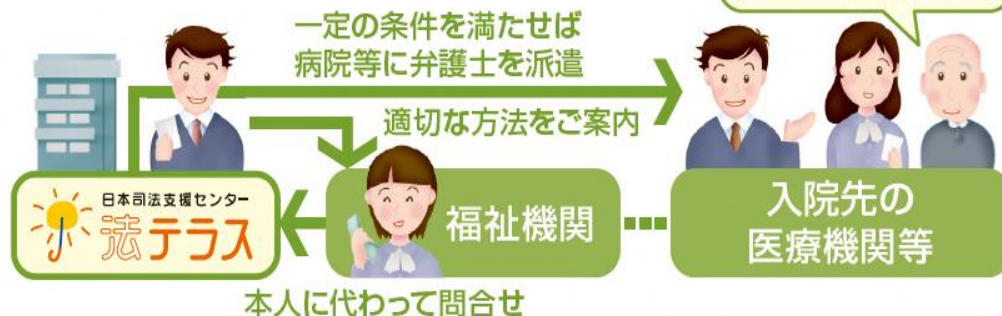
いつもの場所で法律相談が利用できるのね！
福祉の方もいて相談がスムーズ！



② 高齢者等の入院先などへの出張相談を実施

高齢者が入院中で外出できないなど、一定の条件を満たす場合には、弁護士・司法書士が出張して一般法律相談援助を実施することができます。ご本人で法テラスに申込ができない場合、まずは、福祉機関の皆様から法テラスにお問合せください

外出できなくても法律相談が利用できるかも！
福祉の方に問合せをお願いしても大丈夫！



高齢者・障がい者等に対する新たな援助

平成30年1月24日より、**高齢者・障がい者等**に対する新たな援助として、「特定援助対象者法律相談援助」が始まりました。

制度の概要

高齢や障害のために認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方(特定援助対象者)に対して、**福祉機関などの支援者の方から**法テラスにご連絡いただくことによって、弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談等を実施するという制度です。

ここがポイント!

- ・弁護士・司法書士がご自宅や福祉施設などに出張し、資力(収入・預貯金)にかかわらず、法律相談が受けられます。
※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料(5,000円+消費税)をご負担いただきます。
- ・弁護士費用等の立替援助の対象を一定の行政不服申立に拡大。
※ご利用には、資力の条件と審査がございます。

認知機能が十分でない方と判断される例

会話等を行うのに適切な支援を要する、外出時に道に迷うことが多い、抑うつ傾向にある、物忘れが著しいなど



ご利用のSTEP

- 1 支援者の方から法テラスへ連絡
- 2 法テラスから、法律相談の可否をご連絡
- 3 相談を担当する弁護士又は司法書士と、相談日程の調整
- 4 法律相談の実施
- 5 必要に応じて弁護士・司法書士による代理及び書類作成援助
※ご利用には資力の条件と審査がございます

Q 相談には、同席しなくてはならないの？

A 支援者の皆様には、同席の義務はありません。ただし、ご本人の安心やスムーズな法律相談実施・情報共有のため可能な限りご同席をお願いしております。

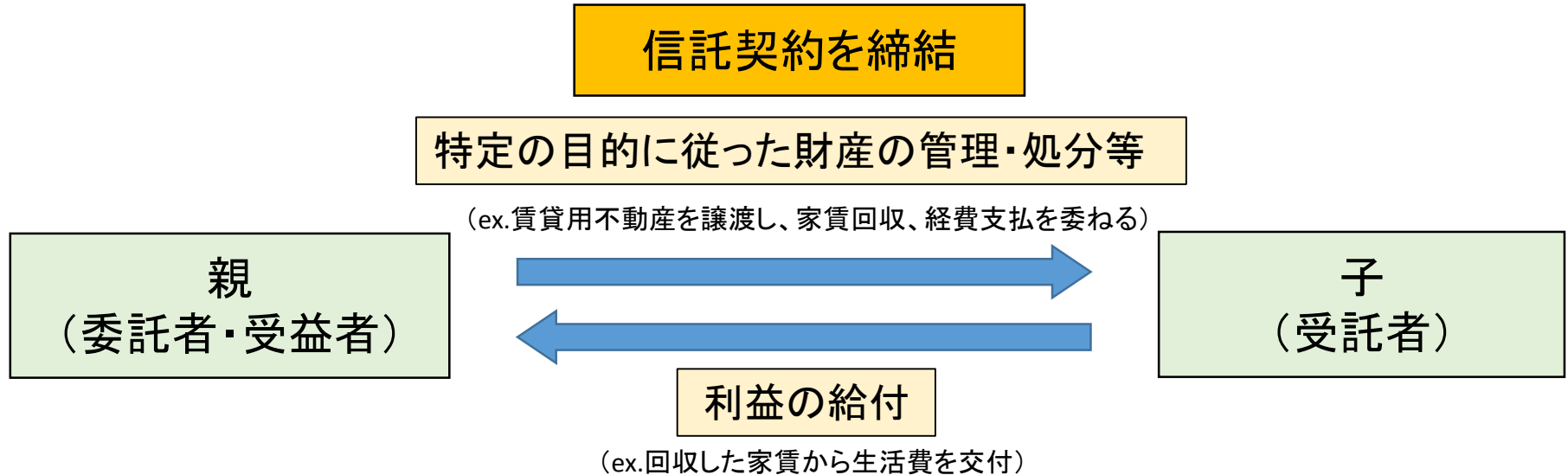
Q 知り合いの方から申し込みしても大丈夫？

A 家族や知人など、個人の方からの申し込みはできません。地方自治体の他、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の支援者の方からのみ、お申し込みを受け付けております。ご利用可能機関かどうかは、法テラスまでお問合せください。

民事信託について

民事信託の特徴と留意点について

※家族間において民事信託が用いられる場合のイメージ



【特徴】

- 認知症等により本人の判断能力が低下しても、受託者が財産を管理・処分できる。
- 自らが望む人(家族など)に財産の管理等を委ねることができる(無報酬も可能)。
- 委託者及び受益者の合意等により信託を終了することができる。
- 自分が亡くなった後の残余財産の帰属権利者・残余財産受益者を指定することもできる。

民事信託の特徴と留意点について

【留意点】

- 信託契約を締結するためには契約の意味・内容を理解できることが必要(認知症等により判断能力が低下し、理解できなくなっている場合には利用できない。)
- 財産の管理等を引き受ける人(受託者となる人)がいなければ利用できない。
- 実際上、自分の希望を反映した信託スキームを構築するためには、法律専門職への相談・依頼(これに伴う報酬支払)が必要となることも想定される。
- 家庭裁判所は関与せず(定期報告、監督等なし)。受益者に不利な内容の不当な契約の締結など受託者の権限濫用等のリスク、対応の必要性等
- 受託者の権限は、信託財産の管理・運用・処分に限られる(身上保護(身上監護)等のその他の法律行為の権限はない)
- 必ずしも判例が十分に蓄積されていないため、信託契約の有効性に関する判断が困難な場合があり得る(事後的に、信託契約の効力が否定される可能性)。
※信託契約の効力を一部否定した裁判例あり
- 信託財産を管理するための預金口座(信託口座)の開設については、金融機関によって対応が異なり得る。